

[商 品 概 要 説 明 書]

令和5年5月1日 現在

14日09時00分14日 現在

1. 商品名	スマートカードローン																		
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満20歳以上満70歳以下の方																		
3. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たすお客様 ・当組合の営業地域内に居住または勤務もしくは事業されている方 ・安定、継続収入のある方（パート・アルバイト可。但し、年金収入のみは不可）、またはその配偶者 ・当組合との取引において、代位弁済、貸倒れがなく、または履行延滞中でない方 ・アイフル(株)の保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方																		
4. 資金使途	ご自由にご利用いただけます。																		
5. 極度額	10万円以上300万円以下（10万円単位）																		
6. お借入期間	1年毎の自動更新とします。 * 但し、保証期間は当座貸越契約期間と同期間とし、更新時年齢が満72歳以上の方は更新できません。																		
7. お借入金利	・年12.0%または年14.0% ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。																		
8. ご返済方法 ご返済金額	(1)残高スライド方式 ・毎月の約定返済日(5日)における残高に応じて、以下のとおり翌月の約定返済金額が決まります。 <table><tr><td>貸越残高</td><td>毎月返済額</td><td>貸越残高</td><td>毎月返済額</td></tr><tr><td>50万円以下</td><td>10,000円</td><td>150万円超200万円以下</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>50万円超100万円以下</td><td>20,000円</td><td>200万円超250万円以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>100万円超150万円以下</td><td>30,000円</td><td>250万円超300万円以下</td><td>60,000円</td></tr></table> ・任意の増額返済も可です。但し、任意の増額返済が行われた場合も、定額返済は行われます。			貸越残高	毎月返済額	貸越残高	毎月返済額	50万円以下	10,000円	150万円超200万円以下	40,000円	50万円超100万円以下	20,000円	200万円超250万円以下	50,000円	100万円超150万円以下	30,000円	250万円超300万円以下	60,000円
貸越残高	毎月返済額	貸越残高	毎月返済額																
50万円以下	10,000円	150万円超200万円以下	40,000円																
50万円超100万円以下	20,000円	200万円超250万円以下	50,000円																
100万円超150万円以下	30,000円	250万円超300万円以下	60,000円																
9. ご返済日	毎月5日（約定返済日が、休業日の場合は翌営業日となります。）																		
10. 保証料等	・保証料は金利に含まれます。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。																		
11. 担保	不要																		
12. 保証人	不要																		
13. 申込時必要書類	用意いただく書類 ①本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートのいずれか1点） ※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ※外国人の場合は、登録原票記載事項証明書（正本）または外国人登録票（写し）を追加提出いただきます。 ②所得証明資料<table><tr><td>給与所得者</td><td>源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点</td></tr><tr><td>自営業者</td><td>納税証明書（その2）、または 税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等確認できる） 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点</td></tr></table> ※但し、極度額が100万円以内の場合は原則不要となります。 記入いただく書類 ①「スマートカードローン」借入申込書兼保証委託申込書（アイフル）②お客さまの個人情報の取扱いについて（当組合）			給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点	自営業者	納税証明書（その2）、または 税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等確認できる） 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点												
給与所得者	源泉徴収票写し、住民税決定通知書、所得証明書のいずれか1点																		
自営業者	納税証明書（その2）、または 税務署の受付印のある（電子申告の場合は受付番号等確認できる） 確定申告書写し、所得証明書のいずれか1点																		

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14.苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。 【窓口：富山県信用組合総務部】 0763-33-3351 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く） 受付時間 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.toyama-kenshin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） 上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。 【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および協会の休日を除く） 電話 03-3567-2456 受付時間 午前9時～午後5時 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合金館内）
---------------------	--